

所管課		総務部総務課														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第5章 自律協働都市		01 協働		01 市民参加を推進する											
	事業：個人情報保護事業												整理番号	0421		
目的	個人情報にかかる市政の適正かつ円滑な運営及び個人の権利利益の保護を行う。															
目標	市民などが利用しやすい個人情報保護制度を確立し、厳正に運営を行うとともに、個人情報の適正な取り扱いを推進する。															
事業費・財源	事業費（決算額）（千円）		254		コスト情報・評価	総コスト（千円）		7,396		総合評価 B	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		254		内訳	事業費		254		効率性		A			
		国府支出金		0			人件費		7,142		有効性		B			
		地方債		0			公債費		0		本市の個人情報保護制度の改善について事業者に周知啓発を行う必要がある。					
		その他特定財源		0			一人あたり（円）		66							
							世帯あたり（円）		157							
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	個人情報保護条例の一部改正を行い、事業者における個人情報の適正な取り扱いの促進を図った。										
今後の方向性	個人情報保護条例に「事業者の責務」を新たに設けたことにより、可能な限り事業所への周知を行う。また、パンフレットの作成や広報紙への掲載、説明会などを行うことにより、個人情報の適正な取り扱いの促進を図る。															

事業 優先順位		1	細事業：個人情報保護事業					整理 番号	01		
目 的		市民などが利用しやすい個人情報保護制度の確立・運営及び市の保有する個人情報の適正な管理と自己の個人情報に関する開示請求などの権利を保障する。									
目 標		自己情報開示請求期限内決定率100% ・個人情報保護条例の一部改正									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成9年度	根拠 法令	河内長野市個人情報保護条例					
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数				平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）			254			総コスト（千円）			7,396	
	財源内訳	一般財源		254			内 訳	事業費		254	
		国府支出金		0				人件費		7,142	
		地方債		0				公債費		0	
		その他特定財源		0				一人あたり（円）		66	
				0				世帯あたり（円）		157	
				0				参 考 職員数（人）		0.90	
				0				再任用職員数（人）		0.00	
今後の方向性		個人情報保護条例に「事業者の責務」を新たに設けたことにより、可能な限り事業所への周知を行う。また、パンフレットの作成や広報紙への掲載、説明会などを行うことにより、個人情報の適正な取り扱いの促進を図る。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	河内長野市民及び事業者など						
	A	A	B								

事業：個人情報保護事業

1. 個人情報保護事業

個人情報にかかる市政の適正かつ円滑な運営及び個人の権利利益を保護するために、河内長野市個人情報保護条例に基づく市の保有する個人情報の適正な管理と、自己の個人情報に関する開示請求などの権利の保障を行った。

細事業：個人情報保護事業

1. 個人情報保護条例の改正

河内長野市個人情報保護条例は平成9年に制定し、平成14年には一部改正を行って以来、地方自治法などの改正による条例改正は行ったが、それ以外の制度改正にかかる条例改正については行うことなく今日に至っている。

この間、個人情報を取り巻く状況は時代の変化や個人情報保護法の改正などもあり、本市個人情報保護条例制定時及び改正時と大きく変化しており、法律及び現実とそぐわない点が多数生じてきたため、条例とこれらの齟齬を解消するため、個人情報保護条例の改正を行った。

2. 改正の要点

(1) 市民及び事業者の責務・行政指導関係について（第4条関係、第4条の2関係、第26条の3関係）

- ① 市民の責務規定の中に基本的事項である「他人の権利利益を侵害しないこと」を追加した。
- ② 事業者の責務規定を制定し、併せて事業者への行政指導の根拠となる条文を明文化した。

(2) 従事者の義務規定の見直しについて（第10条関係）

- ① 事務従事者の義務規定として、不当目的による個人情報の利用を禁じる規定を追加した。
- ② 事務従事者の中に派遣労働者を対象として新たに加えた。

(3) 電子計算組織への記録禁止の緩和について（第11条関係）

- ① 本市条例第5条第2項各号に掲げる実施機関の保有する個人情報（思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報、いわゆるセンシティブ情報）について、一定の場合に電子計算組織への記録禁止を緩和することとした。

(4) 苦情処理の責務について（第26条の2関係）

- ① 法の規定に合わせ、苦情処理の責務規定を置くこととした。

(5) 統計法の改正による条例の適用除外について（第28条関係）

- ① 統計法に基づく統計調査に係る個人情報については本市条例の適用除外とし、統計法を適用することとした。

(6) 罰則について（第30条～第35条関係）

- ① 条例の罰則内容を行政機関個人情報保護法に整合させ強化した。
- ② 条例の罰則内容を行政機関個人情報保護法に整合させることによる両罰規定の条文整備を行った。
- ③ 条例の罰則内容を行政機関個人情報保護法に整合させることにより適用除外規定を削除した。